

滋賀県立安曇川高等学校 訪藤会会則

第1章 総 則

第1条 本会は安曇川高校訪藤会と称する。

第2条 本会は同窓会会員相互の親睦を図り、母校との関係を緊密にすることを目的とする。

(1) 年間の予算の範囲内で安曇川高等学校の優秀なクラブ活動に激励金を助成する。その内規については、別途定める。

第3条 本会は事務局を滋賀県高島市安曇川町西万木 1168 番地 滋賀県立安曇川高等学校内に設ける。

第2章 会員及び客員

第4条 本会は、元滋賀県立高島高等学校安曇川分校及び滋賀県立安曇川高等学校卒業生をもって組織する。但し、中途退学者は本人の希望によって会員となることができる。

第5条 本会に入会しようとする者は、現住所、職、氏名を明記して本会事務局に届け出なければならない。また、これらに、異動を生じたときも同様である。

第6条 会員は入会に際して所定の入会金を本会に納付しなければならない。

第7条 本会は、元滋賀県立高島高等学校安曇川分校並びに滋賀県立安曇川高等学校職員及び旧職員を客員とする。

第3章 役員

第8条 本会に下記の役員をおく。

会 長	1 名	副 会 長	2 名	会 計 員	1 名
会 計 監 査 庶 務	2 名	理 事	若 干 名	評 議 員	若 干 名
	若 干 名				

第9条 会長は、会員中から理事会において選任する。
会長は本会を代表し、本会の会務を統理する。

第10条 副会長は、会員中から会長の指名する者を当て、理事会の承認をえる。
副会長は、会長を助ける。

第11条 理事は、各地区会員中から会長が委嘱する。

第12条 評議員は、各期会員より2名選出し、会長が委嘱する。
滋賀県立安曇川高等学校の卒業生の現教職員を評議員として、会長が委嘱する。

第13条 庶務は、会長が委嘱し、本会の事務をつかさどる。

第14条 会計係は、幹事の中から会長が委嘱し、本会の会計事務をつかさどる。

第15条 会計監査は、本会会計の監査にあたる。

第 16 条 本会委員の任期は 2 年とする。

第 17 条 本会に顧問をおくことができる。
顧問は、理事会において推挙する。

第 4 章 会議及び事業

第 18 条 理事会は、理事および評議員で構成する。

第 19 条 役員ならびに客員の死亡及び転退職のときは、理事会にはかり、弔慰金または記念品を贈ることができる。

第 20 条 本会は、随時会報を発行し、本会の目的達成につとめる。

第 21 条 本会は、前記 2 条の外、本会の目的達成のために必要な事業を行う。

第 5 章 会 計

第 22 条 本会の経費は、入会金、寄附金及び雑収入をもってあてる。

第 23 条 会計係は、毎年会計監査を受け、理事会において会計の収支報告をし、承認を受けるものとする。

第 24 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 6 章 支 部

第 25 条 本会は支部を設けることができる。

第 26 条 支部の規定は、本会会則に触れない限り、支部会員が任意に定めることができる。

第 27 条 支部は、その名称、事務所、役員及び会員を定めたとき、もしくは変更したとき、又は事業を行ったときは、直ちにその旨を本会事務所に報告するものとする。

第 7 章 付 則

第 28 条 本会会則の変更は、理事会の議決による。

第 29 条 本会の入会金は 3, 0 0 0 円とする。

第 30 条 本会会則の執行上、必要あるときは、別に細則を設けることができる。

第 31 条 本会会則は、昭和 4 9 年 2 月 2 2 日から施行する。

平成 1 2 年	4 月	1 日	一部改正する。
平成 1 4 年	3 月	8 日	一部改正する。
平成 1 9 年	3 月	9 日	一部改正する。
平成 2 6 年	7 月	8 日	一部改正する。